

## 取適法・振興法の説明会の開催及び労務費転嫁指針改正について

このたび、公正取引委員会及び中小企業庁の共催により、「中小受託取引適正化法（取適法）・受託中小企業振興法（振興法）」の説明会が開催されますので、御案内申し上げます。

併せて、今般の法改正に伴い労務費転嫁指針も改正されました。本説明会では、その概要についてもご説明いたします。

※（労務費転嫁指針） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

### ＜背景＞

令和7年5月16日の通常国会において、下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日に施行されました。

今回の改正により、新たな規制や措置が導入され、従来は適用対象外であった事業者や取引内容が、適用対象となる場合があります。

### ＜説明会の概要＞

○主催：公正取引委員会・中小企業庁

○内容：

- ・取適法・振興法改正のポイント（過去開催分と同様の内容です）
- ・労務費転嫁指針の改正概要

詳細は、添付の案内文をご確認ください。

### ＜御依頼事項＞

貴団体におかれましては、会員企業の皆様へ、説明会の開催及び労務費転嫁指針改正の旨の周知にご協力いただけますと幸いです。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

### ＜御参考＞

（解説動画） <https://youtu.be/jckOTG0f9uQ>

（ガイドブック） <https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

（リーフレット） [https://www.jftc.go.jp/file/toriteki\\_leaflet.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf)

（労務費転嫁指針） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

こちらの説明会について何か御不明な点がありましたら、担当課であります、中小企業庁取引課（03-3501-1669）まで遠慮なくお尋ねください。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

令和8年1月8日

関係団体 御担当者各位

経済産業省  
製造産業局  
生活製品課

## 公正取引委員会・中小企業庁共同開催 ～下請法は取適法～～改正ポイント説明会の御案内

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

今般、下請法・下請振興法が改正され、令和8年1月1日に中小受託取引適正化法（取適法）・受託中小企業振興法（振興法）が施行されました。改正に伴い新たな規制・措置が講じられ、これまで下請法・下請振興法の適用対象外であった事業者や取引内容も、適用対象となる場合がございます。

つきましては、公正取引委員会・中小企業庁共同で取適法及び振興法についての改正ポイント説明会を開催いたします。御多忙の折に誠に恐縮ではございますが、御出席を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、改正ポイント説明会は昨年10、11、12月に開催したものと概ね同一の内容となっておりますところ、今回の説明会では取適法の施行を踏まえて改正された労務費転嫁指針についても、改正概要の御説明も行います。

### 記

#### 1. 開催日程

令和8年1月21日（水）16:00-17:45（説明75分、質疑30分）

#### 2. 開催形態

対面（定員200名）またはオンライン配信（YouTube Live）

※対面参加の場合、会場は経済産業省本館地下2階の講堂になります。

4. のリンクより参加申込フォームに御回答ください。

※オンライン配信の視聴の場合、参加申込は不要です。

説明会当日は5. に記載されたリンクよりアクセスしてください。

### 3. 次第

- ① 取適法・振興法の改正ポイント説明（60分）
- ② 労務費転嫁指針の改正概要説明（15分）
- ③ 質疑応答（30分）

### 4. 申込方法（対面参加のみ）

下記の申込フォームまたはQRコードよりお申込ください。  
なお、1社につき最大2名までのお申込とさせていただきます。  
また、お申込後のキャンセルは原則としてお控えください。

[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo04/05\\_gyoukai](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo04/05_gyoukai)



### 5. オンライン配信の視聴リンク（申込不要）

当日は以下のリンクをクリックし、YouTubeにアクセスしてください。

[https://youtube.com/live/iiL\\_wg0c4mY?feature=share](https://youtube.com/live/iiL_wg0c4mY?feature=share)

【本件担当】

中小企業庁 事業環境部 取引課（担当：新川・千葉・辺見）  
公正取引委員会 事務総局 企業取引課（担当：上續・立和田・兒玉）

（問合せ先）TEL：03-3501-1669